

社会福祉法人国立保育会

宮前おおぞら保育園 運営規程

(保育所の名称等)

第1条 (法人名) が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人国立保育会 宮前おおぞら保育園
- (2) 所在地 東京都杉並区宮前 2-24-22

(施設の目的及び運営方針)

第2条 宮前おおぞら保育園（以下「保育園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 保育園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 保育園は、保育の関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、乳児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。
- (3) 保育園は、乳児及び幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、乳児及び幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 保育園は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第43号）、杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第23号。以下「条例」という。）その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」をいう。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする3歳以上の児童） 60人
- (2) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする3歳未満の乳児及び児童） 50人

(提供する保育等の内容)

第4条 保育園は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第7条に規定する時間において提供する特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、乳児及び幼児を全体的に把握し、園務を掌る。

- (2) 副園長 1名以上(必要に応じて配置)

- (3) 主任保育士 1名以上

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容について他の保育士を統括する。

- (4) 副主任保育士 1名以上(必要に応じて配置)

- (5) 保育士 14名以上

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (6) 看護師又は保健師 1名以上

看護師は、嘱託医等と連携を図り、乳児及び幼児の健康管理の業務を行う。

- (7) 調理員 2名以上

栄養士は、乳児及び幼児の発達段階に応じ、給食等(離乳食を含む。)献立を作成する。

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食等を調理する。

- (8) 嘱託医 1名

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時30分までの範囲内で延長保育を実施する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

原則として午前9時から午後5時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前9時まで又は午後5時から午後7時30分までの範囲内で延長保育を実施する。

(保育料及び延長保育料)

第8条 宮前おおぞら保育園延長保育規程に基づき実施する。別紙添付。

(利用の開始に関する事項)

第9条 保育園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 保育園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 児童が小学校に就学したとき。

(2) 法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもの保護者が認定基準に該当しなくなったとき。

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、乳児及び幼児に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は当該乳児及び幼児の主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとする。

2 保育園は、保育の提供により事故が発生した場合は、区市町村、保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

3 保育園は、事故の状況、事故に際して採った処置について記録するとともに事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 保育園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者及び火気、消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を実施するものとする、

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 保育園は、乳児及び幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制を整備するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 保育園は、保育の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る必要な事項の記録
- (3) 条例第 19 条に規定する区市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

利用者各位

社会福祉法人国立保育会
宮前おおぞら保育園
園長 越後智江美

苦情解決委員会

社会福祉法 82 条の規定により、宮前おおぞら保育園では利用者から本園に対する様々な意見・要望・苦情・不満について、適切な対応とその解決を図るため体制を整えています。

保育所における苦情対応責任者・苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情対応に努めています。

記

1. 苦情解決責任者 園長 越後智江美
2. 苦情受付担当者 主任保育士
3. 第三者委員 委員 松淵昂
委員 三田利春

4. 利用相談（苦情受付）の方法

（1）苦情の受付

苦情は、苦情受付担当者が随時受け付けます。

（2）苦情受付・報告

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情対応責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（3）苦情対応のための話し合い

苦情対応責任者は苦情申し出人と話し合い、対応に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

第三者委員の立会いによる話し合いは次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による対応策の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。